

## 条例等検証事項(市民協働)

検証項目		現状・課題(市の評価)	他自治体の参考事例等	今後の方向性(改善案)	条例・規則等の改正の必要性
協働主体(定義)		<p>企業、個人等との連携による取組も進んでおり、様々な主体との連携が今後も必要と考えことから、協働相手を団体に限らず、広げる必要がある。</p>	<p>・協働相手を「市民」「市民、市民公益活動団体、事業者」等としている。 ・特に協働主体を明記していない(「協働」の定義)。 ※令和3年度第3回審議会資料6参照</p>	<p>・協働相手の概念をもう少し広げていく。(個人、企業や複数の団体の連携等) ・行政と行政以外の主体との連携に限らず、各主体が連携、共同して同じ目的を達成するために取り組む(補完・協力等)といった方向性を含む</p>	<p>・「市民協働」の定義については条例改正が必要 ・条例「第4章 市民協働」については、支援対象等に併せて整理が必要(規則も同様)</p>
支援・制度内容	市民公益活動事業補助金	<p>・補助金への依存が大きい団体が多い。 ・補助の目的(狙い)に合致しているとは言いがたい事業が申請される場合がある(「先駆的な活動」「特色ある活動」等を行う団体の事業を対象にしているが、該当するものが少ない)。 ・補助の成果の見えづらい。</p>	※資料3参照	<p>・事業目的や制度自体を整理するとともに、事業実施後の望ましい展開を見える形にする。(提案制度も同様→補助金と提案制度の役割分担の明確化)</p>	<p>・制度の整理内容に応じて条例第24条(財政的支援)の改正が必要 ・要綱の改正が必要</p>
	提案制度	<p>・提案件数が少ない(行政へのハードルの高さ・イメージが湧かない)。 ・行政提案型については市内からのテーマの応募も近年はほぼない。一方で、本制度に限らず、各部署において団体等と協働により事業等の実施が進んでいる。 ・行政への団体の依存が大きい(補助金と同様に捉えられている)。 ・協働事業終了後も継続する事業が少ない。 ※資料4参照</p>	※資料5参照	<p>・単年度に限らず、継続的・長期的な事業実施も可能な形で制度を整理する。 ・市民協働事業のアイデア提案(相模原市)等個人でも提案できる仕組みを検討する。</p>	<p>・制度の整理内容に応じて条例第27条(参入の機会の提供)の改正が必要 ・要綱の改正が必要</p>
	その他	<p>・上記の制度以外の協働形態(後援・共催、財政的支援等)は一定の件数がある。 ・団体の育成・自立支援が弱い。</p>		<p>・市民公益活動の資金確保、資金に関する知識習得に関する支援等を検討する。</p>	<p>・条例には影響なし(施策の中で検討)</p>
登録制		<p>・現在の登録団体数は67団体(活動状況不明団体含む) ・現状では、協働事業実施の際の登録要件となっているのみで、実質機能していない。</p>	<p>・補助金、提案制度等への申請要件として、市民活動支援センター等への登録を要件としている。 ・登録制等は特に規定していない。</p>	<p>・登録制については、登録だけでは意味がないので、情報を公開する形で運用が必要である。 →こまえくぼ1234で個人、団体を登録する仕組みはあり、団体については団体のページを持つことが出来る点、センターの活用という点からも、センターの登録をうまく活用できるよう検討する。</p>	<p>・整理内容に応じて、条例第28条、29条(登録制関連)の改正が必要 ・登録を要件としている事業に関する規則の改正が必要</p>
こまえくぼ1234		<p>・相談(個人含む)、事業、情報発信等市民活動への支援は行っているが、認知、活用が弱い。</p>	<p>・市民協働事業等は市民活動支援センター等が主な窓口となっており、申請にあたっての相談等細やかな対応を行っている。 ・活動(団体)への表彰を主体となって実施している。</p>	<p>・機能の活用を強化する。(具体的な事業を練り上げていく場、橋渡しの機能等)</p>	<p>・条例においての機能等の具体的な明記は不要だが、現在こまえくぼ1234の明記は特にないので、第4章の中に落とし込む場合は改正が必要</p>